

生徒心得

1. 服装・頭髪規定について

(1) 服装

- ①服装は、質素・清潔・端正を重んじ、常に本校生徒として品位を保つこと。
- ②本校指定の制服(セーターやベストを含む)を正しく着用すること。11月上旬～4月下旬の期間は、ブレザーとネクタイの着用を義務付ける。また、上着を脱いだ時もネクタイを着用しなければならない。
- ③制服併用期間の5月上旬から10月下旬では、本校指定の制服であれば気候に応じて自由に選択することができる。なお、この期間にブレザーを着用する場合、特別な指示がなければノーネクタイでも構わない。
- ④制服の不必要な加工・変形は一切禁止とし、場合によっては再購入を促す場合がある。
- ⑤スカートの丈は、膝が隠れる程度とする。ズボンは、腰の下部(腰履き)で着用してはいけない。
- ⑥身体の成長により、規定より著しく長さが逸脱するものに関しては、再購入を促す場合がある。
- ⑦防寒具(コート、マフラー、手袋など)、靴、カバンについて特に指定はないが、①項に留意すること。サンダルやブーツ、ヒールの高い靴(厚底含む)やそれに類似する履物は禁止とする。
- ⑧防寒具の着用は登下校時のみとし、校内では原則着用不可とする(職員室等に入室する際も同様)。なお、コート等の防寒着はブレザーを着たうえで着用すること。
- ⑨儀式時の服装について、その都度指示に従い着用すること。
- ⑩やむを得ない理由により正規の制服を着用できない場合は、異装許可を申請しなければならない。生徒手帳の「諸願届欄」に必要事項を保護者に記入してもらい、生活指導部に確認を受けること。

(2) 身だしなみ(頭髪・化粧・装飾品など)

- ①頭髪について、パーマ・染色・脱色などの虚飾、極端な刈り上げなど、一切の頭髪加工を禁止する。
- ②頭髪加工を施した場合は、自然な状態に戻るまでの一定期間、継続的に改善指導を行う。
- ③化粧については一切禁止とする。化粧には、つけまつげ(まつげエクステ)、カラーコンタクトレンズ(ふち有りカラーコンタクト含む)、カラーリップなども含む。
- ④日焼け止めを使用するときは、透明色(または肌と同系色)のものを使用すること。
- ⑤ピアス(透明ピアスを含む)・指輪・腕輪・ネックレスなどの装飾品の着用は禁止とする。

2. 学校生活規定について

- ①遅刻や欠席をする場合は、始業時間(8時30分)までに必ず学級担任へ連絡をすること。
- ②遅刻をした場合は、いかなる理由であっても生徒指導室に立ち寄り、生活指導部で遅刻カードを記入しなければならない。その後、入室願を学級担任または教科担当へ提出すること(2限目以降も同様。ただし、30分以上授業を受けなければ欠課扱いとなる)。

- ③各種交通機関で延着が発生した場合、最寄り駅で延着証明(web 証明も可)を必ず受け取り登校時に生活指導部に提示すること。延着証明を受け取ることができなかつた場合は、その旨を必ず申し出ること。
- ④自転車通学希望者は、自転車保険に加入した上で、所定の手続き後、生活指導部の許可を得る必要がある。なお、交通ルールやマナー違反を繰り返した場合は、取り消し処分を科す場合もある。登下校時はヘルメットを着用すること。
- ⑤運転免許を取得した場合は、必ず保護者から学級担任、生活指導部へその旨を届け出ること。様式は、生活指導部が発行する「運転免許取得届」を用いること。
- ⑥アルバイトについて、学業優先のため原則禁止とする。ただし、生活上やむを得ない場合は、必ず保護者から学級担任、生活指導部へその旨を届け出ること。様式は、生活指導部が発行する「アルバイト許可願」を用いること。
- ⑦スマートフォンなどの電子機器の使用について、授業間の休み時間、昼休み、放課後とし、通話は原則禁止とする。使用する際は、定められたルールを必ず守ること。マナー違反があつた場合は指導の対象とし、場合によって使用を認めない場合がある。
- ⑧校内での飲食について、飲食場所は原則、「HR 教室」「食堂」とする。廊下などでの立ち食いや立ち飲みなどのマナー違反があつた場合は、指導の対象とする。また、ガムについては一切禁止とする。
- ⑨本校生としての本分を忘れ、生活指導上の規定に反する行為(下記参照)をおこなつた場合は、特別指導(停学等含む)の対象とする。
- 喫煙や飲酒(所持・同席含む) 考査時の不正行為 器物破損 暴力・暴言行為
人権侵害(いじめ)行為 慵学(授業のエスケープや度重なる無断欠席等)
SNS 等による不適切な行為(誹謗・中傷、なりすまし、画像投稿等)
- ⑩各種電子タバコ(タール・ニコチン等を含まない物も含む)について、喫煙を助長する恐れがあるため、「喫煙と同等」の指導対象となる。

※上記1, 2について、相談等がある場合は、担任もしくは生活指導部に申し出ること。

※上記1, 2以外にも、生活指導に関わる内容については、適宜学校として判断し、指導する場合がある。

令和 6 年 10 月 更新